

所掌事項

市長の諮問機関として、宮古市の総合的な計画の策定に関し、基本構想及び基本計画の基本的事項について審議する。

設置根拠

宮古市総合計画審議会条例第 1 条

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

30人以内（未選任）

委員任期

審議終了まで

現任委員発令日

現任委員任期満了日

担当課

政策推進部政策推進課

TEL : 0193-68-9064 内線 4611

FAX : 0193-63-9114

E-mail : seisaku@city.miyako.iwate.jp

備考

委員は審議の都度任命